

# 写し

2025年 11月 19日

全国公立大学設置団体協議会様  
(各公立大学法人を設立する地方公共団体様)  
(各公立大学を設置する地方公共団体様)

一般社団法人公立大学協会  
会長 浅井 清文

## 修学支援新制度に係る財政措置についての要望

周知のとおり、2020年4月から「大学等における修学の支援に関する法律」が施行され、修学支援新制度が発足しました。さらに、2025年度からは多子世帯の学生等が新たに対象に加えられ、各公立大学においても対応が進められています。

一方で、特に多子世帯において対象者が当初の見込みを大きく上回ったことから、各設置自治体が行う「減免費用の支弁」について、措置の実施が遅れる事例も見受けられます。

修学支援新制度は、「オールジャパン」の制度であり、国及び地方公共団体の「減免費用の支弁」が法定されているとともに、地方交付税制度においても、地方公共団体が行う「減免費用の支弁」の全額が正確に把握され、普通交付税に上乗せされる仕組みとなっています。

これらを踏まえ、公立大学の設置自治体に対し、以下の事項について要望させていただきます。

### 要望事項

- 1 公立大学を設置する自治体は、公立大学の授業料等減免に要する費用について、法の趣旨を踏まえ、一般の運営費交付金等と明確に峻別できる形で、減免学生の数に応じて確実に措置すること。
- 2 2025年度より開始された多子世帯の対象となる学生が予想を上回って多いことが明らかになっており、2026年度からは当初の予算において、適切な「減免費用の支弁」の額を見積もり、措置すること。

## 公立大学に関する普通交付税措置について

公立大学に関しては、「公立大学法人における運営費の交付等」に対し、都道府県においては、「高等専門学校及び大学の学生の数」を測定単位とする方法で、市町村においても結果として同様の算定となる方法により、地方交付税措置が行われてきている。

一方、修学支援新制度の授業料等の減免に対する「減免費用の支弁」(大学等における修学の支援に関する法律第8条)に関しては、測定単位として「都道府県の人口」に対し、人口を割り戻したうえで減免学生の人数を減免額別に正確に把握する補正係数が設定され、「減免費用の支弁」に必要な額が正確に普通交付税に上乗せされる仕組みが整備されている。2025年度から開始された多子世帯への支援対象についても、その数がカウントされるように改正がなされている。

### (参考) 普通交付税の仕組み

#### 普通交付税の額の決定方法 :

$$\text{各団体ごとの普通交付税額} = (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額}$$

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用 (法定)} \times \text{測定単位 (国調人口等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)}$$

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入見込額} \times \text{原則として 75 \%}$$

#### 普通交付税の仕組み



[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001022462.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001022462.pdf)

#### (2) 基準財政需要額の算定のしくみ

基準財政需要額は、各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するものであり、各算定項目ごとに次の算式により算出されるものである。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}
 \\[10pt]
 (\text{測定単位 1 当たり費用}) \quad (\text{警察職員数、65歳以上人口など}) \quad (\text{段階補正、寒冷補正など})
 \\[5pt]
 \text{※「2 単位費用」参照} \quad \text{※「(3) 測定単位」参照} \quad \text{※「3 补正係数」参照}
 \end{array}$$

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001022461.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001022461.pdf)

## 【公立大学に関する基準財政需要額算定の仕組み】

※ 以下都道府県について。市町村についても結果として同じ算定になるように措置されている。

普通交付税に関する省令 <https://laws.e-gov.go.jp/law/337M50000008017/>

### 1 公立大学法人における運営費の交付等に関する事務

測定単位	単位費用	補正係数(種別補正)		(参考)補正係数 込みの単位費用
高等専門学校及び 大学の学生の数	227千円	医学部(医学科に限る)	16.91	3,839 千円
		歯学部	9.56	2,170 千円
		理科系学部	6.51	1,478 千円
		保健系学部	7.44	1,689 千円
		社会科学系学部	1.00	227 千円
		人文科学系学部	1.94	440 千円
		家政系学部	3.13	711 千円
		専門職大学	7.00	1,589 千円

### 2 修学支援新制度における授業料等減免に関する「減免費用の支弁」※公立大学の授業料分のみ抜粋

測定単位	単位費用	補正係数(密度補正Ⅱ)			(参考)補正係数 込みの単位費用
		測定単位(人口) をキャンセル	計算式中の変数 (実質的測定単位)	計算式中の定数 (区分別の補正)	
当該団体の 人口	2,240円	$\frac{1}{\text{当該団体の人口}}$	B ×	239.196	535,800円
			C ×	159.464	357,200円
			D ×	79.732	178,600円
			E ×	239.196	535,800円
			F ×	F 以下略	

- B 「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和6年度授業料減免対象学生数」のうち「**非課税世帯:満額区分**」の数
- C 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「**準非課税世帯:2/3区分**」の数
- D 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「**準非課税世帯:1/3区分**」の数
- E 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「**多子世帯支援**」の数

(参考) 省令に示された補正係数の算定式(一部)

$$[ \{B \times 239.196 + C \times 159.464 + D \times 79.732 + E \times 239.196 + F \times 79.732 + G \times 116.071 + H \times 58.036 + I \times 174.107 + J \times 104.732 + K \times 69.821 + L \times 34.911 + M \times 104.732 + (N \times 74.464 + O \times 49.643 + P \times 24.821 + Q \times 74.464) \times \alpha + R \times 125.893 + S \times 83.929 + T \times 41.964 + U \times 125.893 + V \times 75.536 + W \times 50.357 + X \times 25.179 + Y \times 75.536 + Z \times 37.768 + AA \times 25.179 + AB \times 12.589 + AC \times 37.768 + (AD \times 31.250 + AE \times 20.848 + AF \times 10.446 + AG \times 31.250) \times \beta \} \times 0.754 + (AH \times 239.196 + AI \times 174.107 + AJ \times 104.732 + AK \times 74.464 + AL \times 125.893 + AM \times 75.536 + AN \times 37.768 + AO \times 31.250) \times 0.823 + ((AP \times 131.696 + AQ \times 87.813 + AR \times 43.906 + AS \times 131.696 + AT \times 32.924) \times \gamma + (AU \times 35.714 + AV \times 23.817 + AW \times 11.920 + AX \times 35.714 + AY \times 8.929) \times \delta) \times 1.205 + (AZ \times 131.696 + BA \times 35.714) \times 0.658 ] / A$$

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)

(目的)

第一条 この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等(授業料及び入学金をいう。以下同じ。)の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(減免費用の支弁)

第八条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用(以下「減免費用」という。)は、それぞれ当該各号に定める者(第十条第三項において「国等」という。)が支弁する。

- 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- 五 専門学校(前各号に掲げるものを除く。) 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県